

富士見市特別職報酬等審議会会議録

開催日	平成22年11月11日（木） 午後4時00分～午後5時10分
開催場所	富士見市役所1階 全員協議会室
次第	1 開会 2 審議会委員委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員紹介 5 会長選出 6 会長あいさつ 7 審議 諮問事項 市長、副市長及び教育長の給料の額について
出席者	会長 清水 実（水谷地区） 会長の職務を代理する委員 木内 教夫（富士見市商工会理事） 委員 横山 孝春（JAいるま野鶴瀬支店長） 委員 森田 重雄（JAいるま野水谷支店長） 委員 秋山 基（埼玉りそな銀行鶴瀬支店副支店長） 委員 神田 礼司（みずほ銀行鶴瀬支店長） 委員 小木曾正勝（富士見医師会長） 委員 横田 幸子（鶴瀬地区） 委員 川添 生治（鶴瀬地区） 委員 新井 幸雄（南畑地区）
欠席者	なし
傍聴者	なし

1 開会

2 審議会委員委嘱状交付

《市長から各委員に委嘱状を交付》

3 市長あいさつ

4 委員紹介

5 会長選出

新井幸雄委員から清水実委員が適任であるとの推薦があり、本人及び各委員の了承を得る。また、清水会長の指名により、木内委員が会長の職務を代理する委員に選出される。

6 会長あいさつ

7 審議

《市長から清水会長に対して、富士見市特別職報酬等審議会への諮問書を提出》

市長、副市長及び教育長の給料の額について（諮問）

富士見市特別職報酬等審議会条例（昭和42年条例第3号）第2条の規定により、別紙のとおり、市長、副市長及び教育長の給料の額について、貴審議会の意見を求めます。

別紙

1 市長、副市長及び教育長の給料の額について

	【改定後（案）】	【現 行】	【引下率】
市 長	871,000円	872,000円	(△0.11%)
副市長	741,000円	742,000円	(△0.13%)
教育長	687,000円	688,000円	(△0.15%)

会 長 審議の進め方につきましては、事務局より事前にご案内をしている資料に基づき、各委員からご意見をいただきながら、方向性を検討する形で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《了承》

会 長 事務局から資料の内容説明をお願いします。

《事務局による説明》

会 長 事務局から説明を受けました。これに関しまして、ご意見やご質問等がございますか。

委 員 富士見市の財政状況は昨年度と比べて良くなっているのでしょうか。
事 務 局 (財政力指数・債務残高・財政調整基金・経常収支比率・財政指標の数値を挙げて、債務残高の減少や財政力指数の上昇などについて説明。)

委 員 地域手当とは何ですか。
事 務 局 人事院勧告の内容は全国一律ですが、民間企業の賃金は地方と首都圏で差がありますので、その差を調整するために設けられているものです。富士見市の一般職の地域手当は10%です。特別職は4%に固定されています。

委 員 先ほど富士見市の財政状況についてお聞きしましたが、私が日頃仕事で接している中小企業の中には、賞与を支払えない所もあります。そのような厳しい現在の状況においては、納税から給与を得ている市長、副市長及び教育長につきましても、1,000円の減額はやむを得ないと思います。

委 員 財政状況の厳しい市町村の中には、人事院勧告を上回るような減額をしている所があるのでしょうか。
事 務 局 財政健全化法に基づく財政再生団体の中には、職員給与の削減等が行われている所もあると思います。

委員 現在の特別職の給料の額については、30%などの減額措置が取られているものの、民間企業の現在の厳しさに比べれば、安定していると思います。

委員 特別職の給料については分かりましたが、議員の報酬はどのようになっていますか。

事務局 議会には人事院勧告と議員の報酬とは別であるという考えがあり、議会は議会として、報酬がどうあるべきなのかを別途考えたいというようにお聞きしています。

委員 給料月額だけでなく、賞与についても0.2月分の引き下げという方向で考えるべきだと思います。減額措置というのは、時限措置なのですか。

事務局 市長の任期である平成24年8月までの時限措置です。

会長 減額措置を行う場合、逆転現象は起こらないのですか。

事務局 市町村の中には、市長だけが減額をされていて逆転が起きている所もありますが、富士見市は市長、副市長及び教育長の全ての減額を行っていますので、逆転は起きていません。

委員 他市の状況と比較して富士見市が特段高いというわけでもありませんし、過去の改定状況を見ましても、人事院勧告に基づいた改定が行われていますので、今回の諮問書に書かれた内容の通りで問題ないと思います。

委員 特別職という大変な仕事をされているということもあり、また、すでに減額措置を行っているということもあるので、諮問書に書かれた内容の通りの引き下げが妥当であると思います。先ほど市の財政状況が良くなっているという話がありましたが、これには何か理由があるのでしょうか。

事務局 財政力指数が上がっているのは、必ずしも財政が豊かになったためではなく、国の政策によるところが大きいと考えます。

会 長 委員の皆様のご意見等を踏まえ、審議会としての答申を検討したいと思います。具体的な金額につきましては、諮問書で示された金額を答申としたいと考えますが、ご承認をいただける方は、拍手をお願いいたします。

《全員了承》

会 長 また、期末手当の支給率につきましても、一般職に準じた答申としたいと考えますが、ご承認いただけるでしょうか。

《全員了承》

会 長 それでは、皆様から拍手をいただきましたので、答申案といたしまして、月額報酬額につきましては、市長、副市長及び教育長は1,000円の引き下げを行い、期末手当につきましては、一般職員が年間0.2月分の引き下げとなることから、市長、副市長及び教育長につきましても一般職員と同様に0.2月分引き下げることが望ましいと考えますが、ご承認いただける方は、拍手をお願いいたします。

《全員了承》

会 長 ご了承いただけましたので、この案で答申をまとめたいと思います。それでは、具体的な答申案を検討しますが、その前に10分程度休憩したいと思います。

《休憩》

《再開》

会 長 それでは再開します。皆様のお手元に、休憩前にまとめさせていただいた審議内容をもとに、答申案をご提示させていただきました。事務局から答申書（案）を朗読させます。

《事務局朗読》

答 申 書 (案)

平成22年11月11日付けで富士見市特別職報酬等審議会に諮問のあった市長、副市長及び教育長の給料の額については、厳正、公平な立場に立って慎重に検討し審議を重ねた結果、諮問のとおり減額し改定することが適当と認めるものである。

1 市長、副市長及び教育長の給料の額

	(改定額)	(引下額)	(引下率)
市長 月額	871,000円	1,000円	0.11%
副市長 月額	741,000円	1,000円	0.13%
教育長 月額	687,000円	1,000円	0.15%
		平均引下額	平均引下率
		1,000円	0.13%

2 実施時期

平成22年12月1日

その他の意見

市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給月数についても、本年の人事院勧告により一般職の期末・勤勉手当の支給月数が年間0.2月減じられる状況を勘案し、一般職に準じた支給月数を減じた、年3.85月に引き下げることを望ましい。

事務局 ただいまの答申書(案)の中の実施時期につきましての補足ですが、今回ご答申をいただきました引き下げにつきましては、12月分の給与及び賞与から実施したいと考えます。また、今回の引き下げを反映した改正条例は11月30日から始まる12月議会でご審議をいただきまして、議決をいただくという段取りで進めていきます。

会 長 それでは、審議会として別紙案の通りの答申とすることに賛成の委員は、拍手をもってご承認いただければと思います。

《全委員賛同する》

会 長 拍手全員ですので、別紙案どおりの答申をすることに決しました。ありがとうございました。皆様のご協力をいただきまして、滞りなく審議を進めることができました。ここで、進行を事務局に戻します。

事 務 局 皆様、長時間にわたっての慎重審議、ありがとうございました。以上をもちまして、特別職報酬等審議会を終了させていただきます。お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。本日は、本当にありがとうございました。